

他県の森づくりに係る財源(税)の導入状況

資料3

H17.12.20現在

区分	県名	税の名称	導入時期	課税の仕組み		税収規模 (億円/年)	主な税の使いみち		期間
				方式	個人 法人		ハード事業	ソフト事業ほか	
導入済	高知県	森林環境税	H15.4	県民税超過課税	500円/年 500円/年	1.6	ダム、水道水源の上流等で人工林の混交林化	森林ボランティア活動の推進支援 広報事業(「こうち山の日」の制定)等	5年間
	岡山県	おかやま森づくり 県民税	H16.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.5	奥地林等での間伐や間伐材の搬出。混交林化	ボランティアによる森づくりへの支援 木材利用促進、担い手の育成ほか	5年間
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	県民税超過課税	300円/年 法人均等割の3%	1.0	水源かん養林の保全等	森林への意識醸成ほか	3年間
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	水源かん養林の保全等	森林の啓発・普及ほか	5年間
	愛媛県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.6	県が定める指定事業 県民からの公募事業	普及・広報活動 木材利用促進ほか	5年間
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.0	荒廃した幼齢林に広葉樹植栽	木材・木質バイオ利用の促進 森林ツーリズムなど森林利用促進	5年間
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	放置された私有林の混交林化 国庫補助対象外の森林整備	小学校を県産材で改装(床、壁) 森林税に関するPR事業ほか	5年間
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.2	放棄森林での間伐と広葉樹の植栽	ボランティア活動への支援 環境教育の推進	5年間
	計 8 県								
導入議決済	福島県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	1,000円/年 法人均等割の10%	10.0	森林環境の適正な保全 市町村交付金	森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、 森林ボランティア総合対策事業	5年間
	兵庫県	県民緑税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の10%	21.0	災害に強い森林づくり	市街地の緑地整備	5年間
	奈良県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.0	放置人工林の強度間伐 NPOによる里山の整備	森林環境教育の推進	5年間
	大分県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.9	地域提案事業を実施	森林づくりへの意識啓発 木材の需要拡大、森林環境教育	5年間
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の11%	6.0	針広混交林を目指した森林整備	森林の大切さの啓発活動	5年間
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	県民税超過課税 個人均等割300円/年、所得割700万円以下0.032%、法人は課税なし	38.0	水源地域の森林整備 水源地域の下水道整備	間伐材搬出助成 水環境モニタリング調査	5年間	
	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	県民税超過課税	1,000円/年 法人均等割の10%	7.0	針広混交林を目指した森林整備 NPOなど地域力を生かした 取組み公募支援	事業評価委員会 森林づくりの周知・啓発	5年間
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.6	(議員提案のため具体的なものはこれから)		5年間
	静岡県	静岡県森林づくり県民税	H18.4	県民税超過課税	400円/年 法人均等割の5%	8.4	荒廃した森林(人工林、里山林)の再生		5年間
計 9 県									

導入済み、議決済み17県

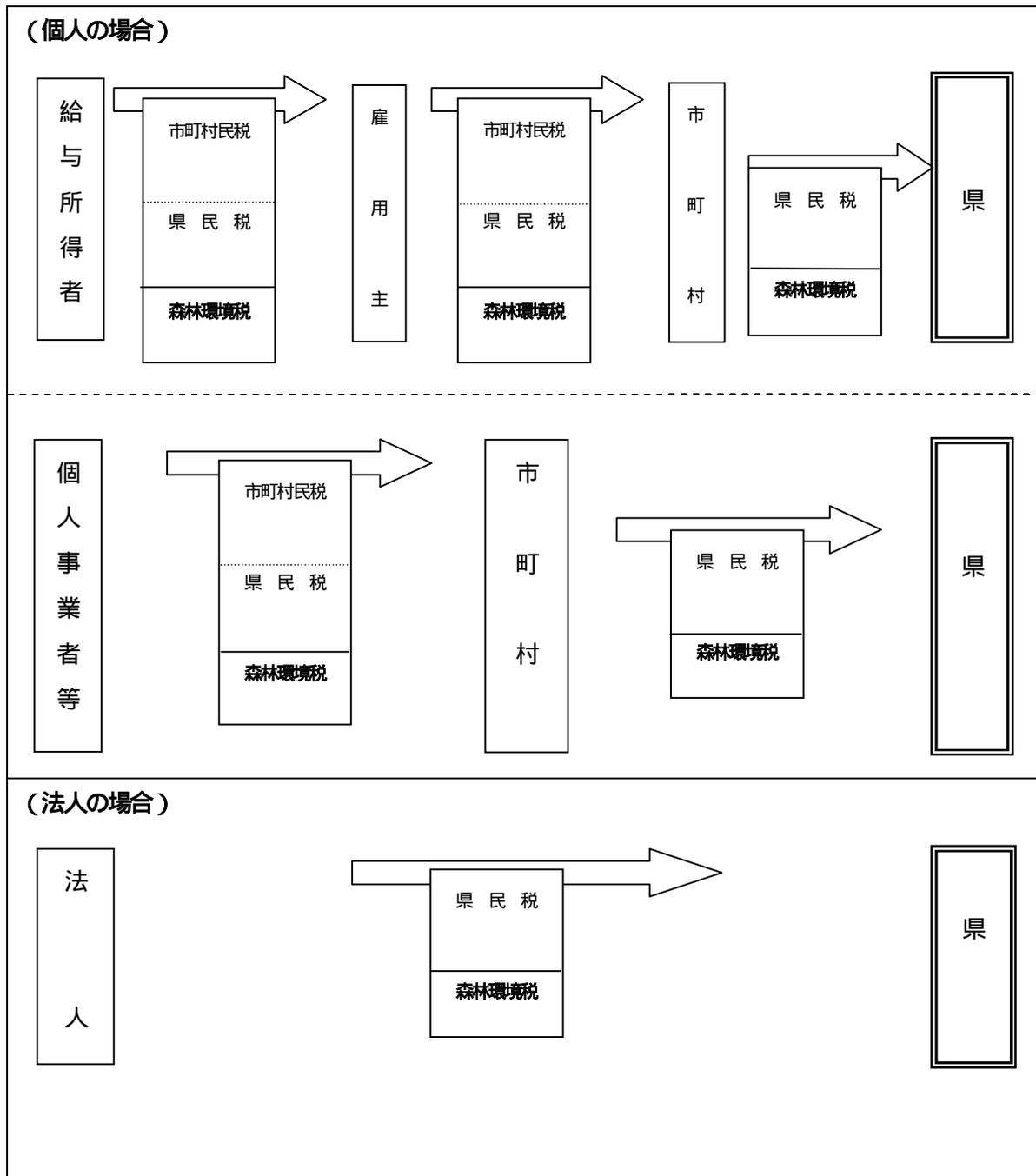
先行県において導入された森づくりに係る税の仕組み

基本的な仕組みについて

- ・県民（個人及び法人）が収める県民税均等割に、森林環境税分として上乗せされた税額を、個人にあっては市町村を経由して県へ、法人にあっては県に直接支払うもの。この上乗せ分を超過課税という。

（各県における森づくりに係る新たな財源としての税の名称はそれぞれ異なるが、ここではそれらを総称して「森林環境税」と記載した。）

（１）具体的な徴収方法



(2) 主な内容

項 目	内 容												
納税義務者	<p>〔個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人、 障害者、未成年者及び老年者（65 歳以上、ただし平成 18 年度以降段階的に廃止）で前年中の所得が 125 万円以下の人、 前年中の所得が一定以下（例 均等割は、単身世帯の場合：収入 96.5 万円、4 人家族（専業主婦、子 2 人）の場合：収入 234 万円）の人を除いて、県内に住所等を有する個人。（個人県民税均等割の納税義務者と同じ） <p>〔法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体や、収益事業を行わない学術・慈善等の社団・財団、NPO 法人などを除いて、県内に事業所、事務所がある法人等。（法人県民税均等割の納税義務者と同じ） 												
徴収方法	<p>〔個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の市町村民税（均等割及び所得割）、県民税（均等割及び所得割）に、森林環境税の額を加えて、市町村に納税後、市町村から県に払い込まれる。 <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民税均等割：1,000 円 県民税所得割：課税所得金額の 2%～3% <p>〔市町村民税均等割：3,000 円 市町村民税所得割：課税所得金額の 3%～10%〕</p> <p>〔法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の法人県民税（均等割及び法人税割）に森林環境税の額を加えて、県に申告納付する。 <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民税均等割： <table border="1" data-bbox="491 1355 919 1675"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>54 万円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>それ以外の法人等</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table> 県民税法人税割：法人税額×5.8%など <p>〔市町村民税均等割： 資本等の金額により 5 万円～300 万円 市町村民税法人税割： 法人税額×14.7%など (市町村により異なる)〕</p>	資本等の金額	税率	50 億円超	80 万円	10 億円超～50 億円以下	54 万円	1 億円超～10 億円以下	13 万円	1 千万円超～1 億円以下	5 万円	それ以外の法人等	2 万円
資本等の金額	税率												
50 億円超	80 万円												
10 億円超～50 億円以下	54 万円												
1 億円超～10 億円以下	13 万円												
1 千万円超～1 億円以下	5 万円												
それ以外の法人等	2 万円												
納入時期	<p>〔個人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与所得者 …前年の所得を基礎とし、6 月から翌年の 5 月まで、毎月の給料から納入（均等割のみの場合は、6 月に 1 回で納入。） 個人事業者等…年 4 回（6・8・10・1 月）市町村から送付される納税通知書で納付。 <p>〔法人〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人…原則として、その法人の事業年度終了の日から 2 ヶ月以内に申告納付。 												

(参考) 先行県の課税方式を本県に当てはめた場合の試算例

		法 人	
		均等割の5%	均等割の10%
個	500円/年	個人 約2.6億円 法人 約0.7億円 〔計〕 約3.3億円	個人 約2.6億円 法人 約1.4億円 〔計〕 約4.0億円
	800円/年	個人 約4.1億円 法人 約0.7億円 〔計〕 約4.8億円	個人 約4.1億円 法人 約1.4億円 〔計〕 約5.5億円
人	1,000円/年	個人 約5.2億円 法人 約0.7億円 〔計〕 約5.9億円	個人 約5.2億円 法人 約1.4億円 〔計〕 約6.6億円

税額は年間の総額

上記試算にあたって、納税義務者数は平成16年度の課税状況を基礎とした。

- ・個人県民税均等割額の納税義務者数：約531千人
- ・法人県民税均等割額の納税義務者数

資本等の金額	税 額	納税義務者数(課税法人数)
50億円超	年80万円	647社(2.8%)
10億円超50億円以下	年54万円	375社(1.6%)
1億円超10億円以下	年13万円	926社(4.0%)
1千万円超1億円以下	年5万円	5,327社(22.8%)
1千万円以下等	年2万円	16,089社(68.9%)
計		23,364社(100.0%)

(参考) 富山県の一世帯あたりの納税義務者数について(試算)

平成18年1月1日現在の県内の世帯数と人口(県統計調査課調べ)

- ・世帯数 373,014世帯 …
- ・人口 1,111,508人
- ・一世帯あたり2.98人

一世帯当たりの納税義務者数

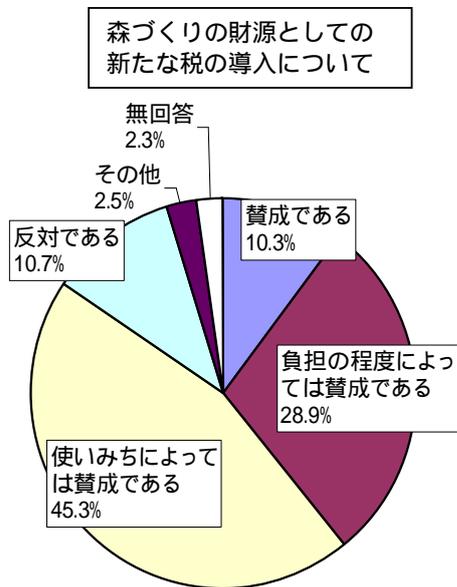
$$\text{納税義務者数(531千人)} \div \text{世帯数} = \underline{1.4人/世帯}$$

(参考) 水と緑の森づくりに関する県民意識調査

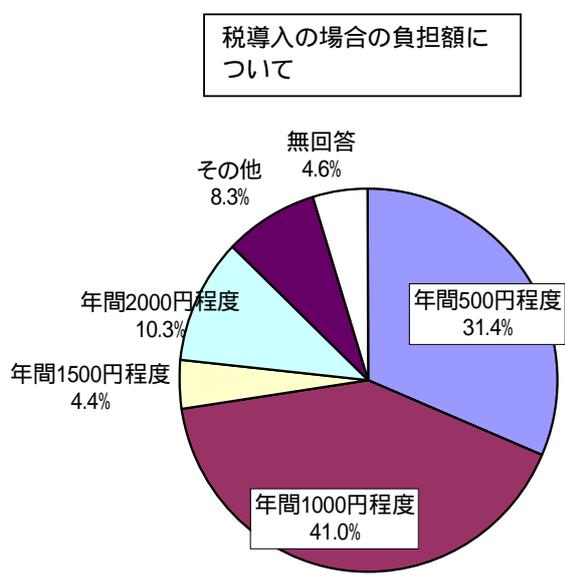
〔調査の概要〕

- ・調査期間 平成17年7月30日～8月8日
- ・調査方法 郵送返送方式
- ・調査対象 県内在住の満20歳以上の男女2,500人
- ・回答者数 1,289人(回答率51.6%)

【森林づくりのための財源の充実について】



・「賛成である」「負担の程度によっては賛成である」「使いみちによっては賛成である」をあわせると84.5%が森林を守り育てる新しい税の導入に賛成しており、「反対である」は10.7%となっている。また、使いみちについての関心が高い。



・「年間1,000円程度」が41.0%と最も高く、ついで「年間500円程度」が31.4%となっている。
 ・年間1,000円～2,000円程度の累計では55.7%、年間500円～2,000円程度の累計では87.1%となっている。